

用途地域内建築物用途規制一覧 [文化センター東地区]第9回定期見直し

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	進住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	近隣商業地域(文化センター東地区)	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	
<p>用途地域により建てられる用途</p> <p>用途地域により建てられない用途</p> <p>地区計画により建てられない用途</p> <p>①、②、③、④、▲、■ 面積、階数等の制限あり</p>																
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1以下のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	■	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの(大規模集客施設※2)										○	○	○	○	○	
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等							▲	▲	○	○	○	○	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等							▲	▲	○	○	○	○	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場								▲	○	○	○	○	○	○	▲ 客席200㎡未満
	キャバレー、個室付き浴場等												○	▲	○	▲ 個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	▲ 診療所に限る。
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	①	○	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下
	①②③については、建築物の延べ面積の2分の1以下かつ備考欄に記載の制限	一団地の敷地内について別に制限あり														
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	○	○	○	
	畜舎(15mを超えるもの)					▲	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下 ▲2 100㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	■	②	③	②	○	○	○	▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	③	②	○	○	○	① 50㎡以下 ② 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場															③ 150㎡以下でかつ店舗に附属
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場															■ 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。
自動車修理工場					①	①	②		③	④	③	○	○	○	作業場の床面積	
	量が非常に少ない施設			①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が少ない施設									○	○	○	○	○	○	④ 300㎡以下でかつ店舗に附属
	量がやや多い施設															▲ 2階以下
	量が多い施設															② 3,000㎡以下
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要															
廃棄物処理施設																
※店舗その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。																